令和元年11月の施術分より 受領委任払いによる支払方法へ変更いたします

日本年金機構健康保険組合では、令和元年 11 月施術分より「はり、きゅう及びあんまマッサージ指圧施術療養費」について受領委任制度を導入いたします。

- ◎令和元年11月以降、以下の点にご留意ください。
- ① 受領委任の取扱規定に示されている申請様式(様式第6号又は第6号の2) を使用してください。既定の申請様式以外で療養費申請が行われた場合は、 申請書を返戻させていただきます。
- ② 令和元年 11 月の導入後について 代理受領方式による申請は廃止となりますため、代理受領方式による申請は、 返戻させていただきます。(令和元年 10 月施術分までについては受付けます。)

※受領委任を取扱わない施術所につきましては、償還払いによる申請となります。

<お問い合わせ先>

日本年金機構健康保険組合 業務課

T168-8548

東京都杉並区高井戸西3-5-24

電話:03-5336-0313